

カレンダー Q&A

Q1. 「法定休日」と「法定外休日」の違いはなんですか？

A1. 法律が定める「1週間に1日」の休日が「法定休日」

それ以外の休日は会社が決めた「法定外休日」です。

「1年単位の変形労働時間制」といい、
1年間で平均して週40時間労働になるように
休日としています。

2つの休日は、割増賃金の計算に違いがあります。

Q2. 「法定休日」と「法定外休日」の割増賃金の違いは？

A2. 「法定休日」は 35%

「法定外休日」はその月の出勤状況により異なります。

会社カレンダーで決めた毎月の総労働時間を
実働で超えた場合は 25%
実働で超えない場合は定時扱いとなります。

Q3. 「法定休日」と「法定外休日」に有給休暇は取れますか？

A3. 法律の規定で有給休暇は「労働日」に取れることになって
いますので、会社のカレンダーで
お休みの日は有給休暇にできません。

黒色の出勤日のみ有給休暇が取れます。

また、有給休暇は労働時間にカウントされませんので
総労働時間の実績から除外されます。